

市街化調整区域でも建築が可能です

市街化調整区域では、以前は住宅などの建築が厳しく規制されていましたが、都市計画法の一部改正第34条第8号の3により、一定の基準を満たす区域を市の条例で指定することで、住宅などの建物の建築が認められるようになりました。市で指定を行っている区域は下図のとおりです。

区域指定については、本庄都市計画区域のみの適用となります。

ちょっと教えて!Q&A

Q：どんな建物が建てられますか？

A：第2種低層住居専用地域において建築できる建築物です。具体的には、住宅や小規模店舗などを建てることができます。

また、国道17号沿線については、準住居地域において建築できる建築物が建てられる区域もあります。

なお、敷地の最低面積は原則として300㎡としています。

Q：農地でも建物が建てられますか？

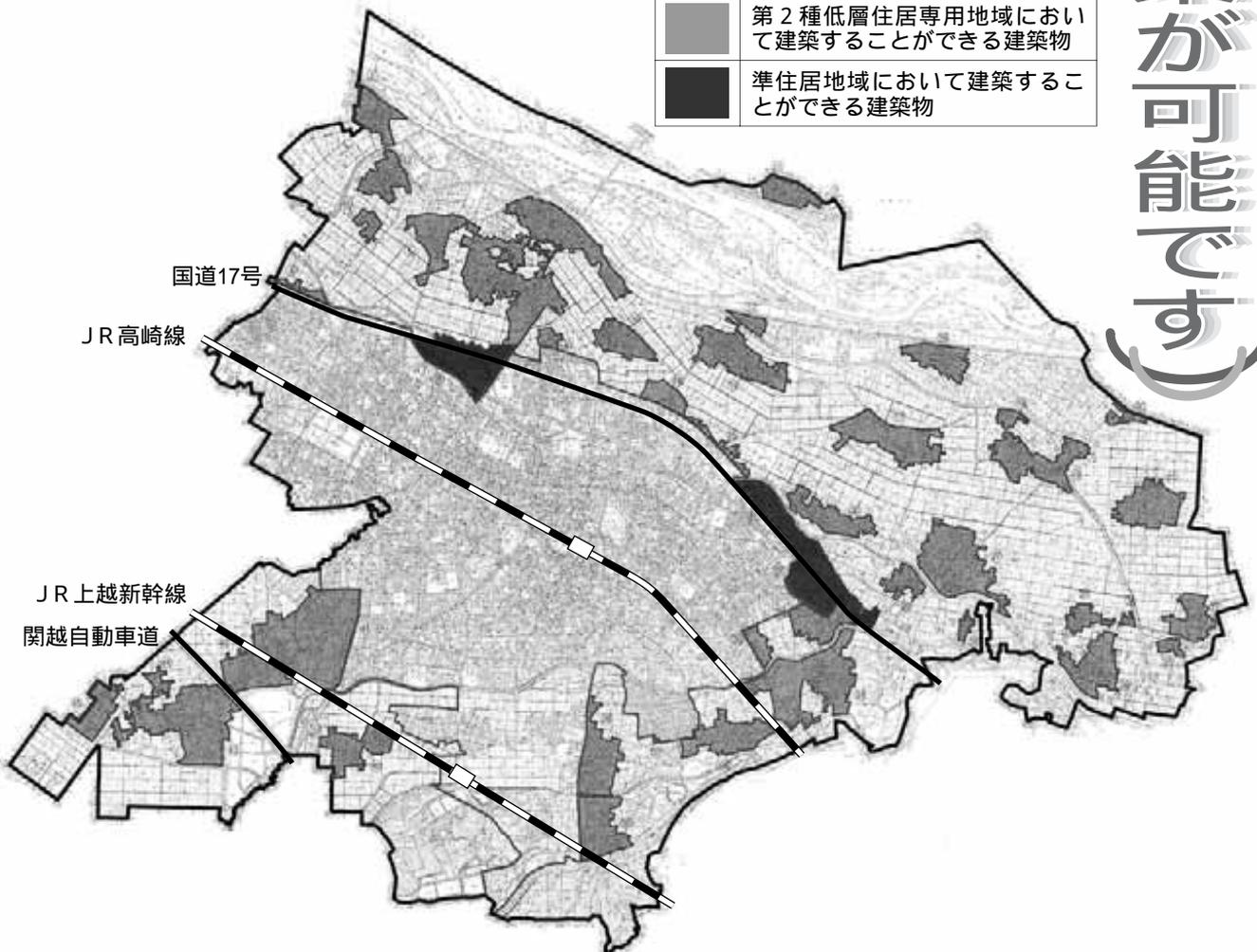
A：区域指定された土地が農地であっても、農振除外、農地転用などの制限が解除されれば、建物が建てられるようになりました。また、農地、宅地に限らず、開発許可等の手続きが必要になります。

なお、「第34条第8号の3」区域に含まれている場合でも、道路等の状況により、建築できない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

本庄都市計画区域

凡例

建築物の用途	
	第2種低層住居専用地域において建築することができる建築物
	準住居地域において建築することができる建築物



*お問い合わせ先 指定区域について 都市計画課 1136
 開発許可基準について 建築開発課 1140

6月1日から つきみ荘がご利用しやすくなります!



たくさんの方々に『本庄市老人福祉センターつきみ荘』をご利用いただけるよう、開館日を増やし、利用料金を値下げしました。施設も一部リニューアルし、新しい事業も行っていますので、みなさんお気軽にお越しください。

休館日と利用料金（平成19年6月1日現在）

休館日	祝日（ただし、敬老の日および日曜日にあたる場合は開館します。） 毎週月曜日 12月28日～1月4日	
利用料金	本庄市、深谷市、美里町、神川町および上里町在住	60歳以上65歳未満 50円 無料 60歳未満（中学生以下を除く） 300円 50円 小中学生 150円 無料 65歳以上および乳幼児は無料です。
	上記以外	65歳以上 500円 100円 65歳未満（中学生以下を除く） 500円 200円 小中学生 250円 無料 乳幼児は無料です。

壁紙やカーペットを張り替えるなど、施設の一部をリニューアルしました。また、玄関や庭先にも花を植え、明るい雰囲気になっています。
【主なりリニューアル】
女性用トイレに洋便器を増設しました。



広がった舞台

施設をリニューアル



マッサージもどうぞ

通信カラオケを導入し、歌える曲目が増えました。（有料）
舞台を広くし、たくさんの方が踊れるようになりました。
新しい事業も始めました
次のようなサービスも行っていきますので、興味のある人はお立ち寄りください。（有料）
・疲労回復マッサージ
・英語で遊ぼうコーナー



環境省では、環境保全に対する関心と理解を深めてもらうため、6月を環境月間と定めています。



環境パネル展を開催!

光化学スモッグは、自動車の排出ガスや工場等のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により化学反応を起こしてできるものです。光化学スモッグは、一定の濃度になると人の健康や植物などにいろいろな被害を及ぼすことがあります。発生しやすい気象条件は、晴れまたは薄曇りの日で、気温が高く、風が弱いときです。

環境推進課 1173、
本庄保健所 6481

光化学スモッグに 注意してください!

このようなときには、なるべく屋外に出ないようにし、窓等ではできるだけ閉めるようにしてください。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたりした場合は、すぐに洗眼やうがいをしてください。症状が重い場合は、医師の診察を受け、市役所または保健所に連絡してください。

市でも、市民のみなさんに環境問題について考えてもらい、積極的に環境保全に関する活動を行ってもらえるよう、地球温暖化や生活排水対策をテーマにしたパネル展示を行います。
ぜひ、みなさんお誘い合わせのうえお越しください。
日時 6月4日～15日
（土・日曜日を除く） 午前8時30分～午後5時
場所 市役所1階市民ホール
*お問い合わせは左記へ
環境推進課 1173